

道路工事等承認に係る審査基準の取扱要綱

道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定に基づく道路工事等承認に係る審査事務は、道路法施行細則（平成3年3月1日山口県規則第3号。以下「細則」という。）によるほか、下記により取り扱うものとする。

（申請者からの説明）

第1条 土木建築事務所長（以下「所長」という。）は、細則第2条の規定による道路工事等承認申請書を受け付けようとするときは、当該申請者から工事等の概要及び費用負担方法等についての説明を受けなければならない。

（審査事項及び審査基準）

第2条 所長は、前条の規定により提出された道路工事等承認申請書を別記「道路工事等承認に係る審査基準」に基づき審査しなければならない。

（申請者との協議）

第3条 所長は、審査の結果により工事等の内容に著しく変更を加える必要があると認められるときは、当該申請者に対してその理由を説明するとともに、申請者の意見も聴取して申請の内容を変更させる等、所要の措置を講じなければならない。

（承認及び証票）

第4条 所長は、第2条及び第3条の規定による審査の結果審査基準に適合する場合は、すみやかに必要な条件を付して道路工事等承認書を交付しなければならない。

（工事の完了）

第5条 所長は、申請者から細則第3条第3項の規定に基づく完了届を受理したときは、ただちに当該道路工事が道路法、道路構造令及び道路工事等承認書に付した条件に適合しているかどうかを検査しなければならない。

別記 道路工事等承認に係る審査基準

1 申請書

区分	留意点
1 記載事項	<p>1 申請年月日は、記入されているか。</p> <p>2 申請者の住所、氏名、印はあるか。</p> <p>3 工事を行う目的は適正か。</p> <p>4 工事を行う場所は道路区域か。</p> <p>5 工事の期間は、必要最小限の工期であるか。</p> <p>また、工事の時期は、適正か。</p>
2 その他	<p>1 申請者が自ら工事を施行するのか。 (申請者が承認を受けた後に、これを第三者に譲渡することが明らかな場合には、承認しない。)</p> <p>2 申請者に施工能力があるか。 (工事にあっては、その工事の概要及び費用負担の方法等の説明を受けること。)</p>

2 添付図書

添付内容 必要書類	添 付 図 面			特 記 事 項
	基 本	必 要 時	縮 尺	
① 実施計画説明書	○		—	事業計画の説明が具体的に記述されていること。
② 位置図	○		1/3000 ～ 1/50000	1 申請場所が朱書で表示されていること。 2 地形図を標準とするが、やむを得ない場合には、住宅地図を使用してもよい。
③ 一般平面図	○		1/100 ～ 1/10000	1 実測平面を標準とするが、見取平面図でもよい。 2 横断面図測定の測点位置が記されていること。
④ 縦断面図		○	任 意	交差点改良、排水等を伴う場合には、添付されていること。
⑤ 横断面図		○	1/100 ～ 1/200	1 横断面図は、下記により記されていること。 (1) 平面図の測点位置での横断面図であること。 (2) 横断面図は、起終点間が20m以内で2点以上、20m以上で3点以上とし、変化点、重要点についても必要に応じて記されていること。 (3) 横断面図には、官民界が入れてあること。
⑥ 構造物図	○		1/10～1/50	詳細にわたって記述されていること。
⑦ 保安表示施設等配置図		○	—	工事中、道路交通に支障をおよぼす場合には、保安施設設置基準にそった図面が添付されていること。
⑧ 公図（分間図、地籍図）		○	1/500～1/600	法面（切取、埋立）加工等が発生する場合には、施工区域が記された公図が添付されていること。
⑨ 水利権者の同意書		○	—	排水等の流末処理や用排水路の加工を伴う場合には、同意を得た調書が添付されていること。
⑩ その他利害関係者の同意書		○	—	道路工事施行により、直接利害関係がある者がいる場合は同意を得た調書が添付されていること。
⑪ 写真	○		—	申請場所の全景、隣接構造物（水路、擁壁）官民境界が把握できるものが、添付されていること。

3 内容

審査事項	審査基準
1. 道路工事計画との調整について	<p>1. 申請地の道路工事計画の有無を確認すること。</p> <p>2. 申請地に道路工事計画がある場合には、申請者と調整すること。</p>
2. 工事中における道路交通の安全性について	<p>道路標識等の設置については、昭和54年2月13日付け、道路整備第463号による「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準拠していること。</p>
3. 道路の汚損破損の防止措置について	<p>1. 工事において道路の汚損が予想される場合、次のいずれかの対策を講じてあること。</p> <p>(1) 恒常的に要員が配置されていること。</p> <p>(2) 車道出入口から民地側に15m以上舗装されていること。あるいは、必要に応じてタイヤ洗浄施設を備えていること。</p> <p>2. 当該道路工事により道路を破損した場合、ただちに修繕させること。</p>
4. 法面の埋立て切取りについて	<p>1. 法面を切取る場合には、第1表によること。</p> <p>2. 切取、法面については、土質にあった法面処理がなされていること。</p> <p>3. 道路敷地内の埋立ては、真砂土等の良質土を用い、十分な転圧を行わせること。</p> <p>4. 道路敷地内の埋立て、切土部分は、道路上の排水をすみやかにするため、横断勾配2%がつけてあること。</p> <p>5. これについての標準断面図は、第1図のとおりであること。</p>

審査事項	審査基準					
第1表						
地山の土質及び地質	切土高	勾配(割)				
硬岩			0.3~0.8			
軟岩			0.5~1.2			
砂			1.5~			
砂質土	締まっているもの	5m以下	0.8~1.0			
		5~10m	1.0~1.2			
	ゆるいもの	5m以下	1.0~1.2			
		5~10m	1.2~1.5			
レキ質土 岩塊又は玉石 まじりの砂質土	締まっているもの、又は粒 土分布の良いもの	10m以下	0.8~1.0			
		10~15m	1.0~1.2			
	締まっていないもの、また は粒土分布の悪いもの	10m以下	1.0~1.2			
		10~15m	1.2~1.5			
粘土、粘質土		10m以下	0.8~1.2			
岩塊または玉石 まじりの粘質土、 粘土		5m以下	1.0~1.2			
		5~10m	1.2~1.5			

審査事項	審査基準
5. 側溝等の設置について (1) 側溝等の位置	1. 側溝は、境界線の官地側に設置させること。 (第1図参照)
(2) 側溝等の規格について	1. 既存の側溝を埋める場合には、前後の側溝の規格及び構造と同程度の側溝を設置させること。 2. 新規に側溝等を設置する場合には、建設省制定「土木構造物標準設計1」に準ずること。 3. 現地の状況等から暫定盛土等でやむを得ないと認められる場合は、U字フォームを設置させること。 4. 車両の出入口部分の側溝は、車両用U型側溝を基本とすること。
(3) 側溝蓋について	1. 車両の出入口部分の側溝蓋は、出入する車両の重量に応じたものとし、必要に応じてグレーチングを使用させること。 2. 前後に蓋付き側溝がある場合は、側溝に蓋がけをさせること。
6. 境界柱の設置について	1. 境界線となる申請区間の起終点及び折点部には、境界柱又は、境界鉢を設置させること。
7. 水路（側溝として機能している場合も含む。）の取扱い	1. 法面埋立により、水路を埋めようとする場合には、水路は暗渠とさせること。 2. 当該水路が他の管理者の水路である場合には、その管理者と協議させること。

審査事項	審査基準
<p>山口県境界杭（基本杭）</p> <p>杭頭部 矢印詳細図（遮込式）</p> <p>左 中央 右</p> <p>参考質量 27 Kg</p> <p>1. 公、民有地の筆界を矢印が示すようにして公有地に設置する。 2. 「山口県」又は「国土交通省」の刻字は、民有地に向ける。 3. 境界柱の基礎は、コンクリートで巻き、堅固に設置する。 4. 境界柱の地上露出部は、頂部から30cm程度を標準とし、土地利用に支障のないように配慮する。 5. 設置する場所は、取得した土地の筆界点(屈曲点)とする。 直線部にあっては、概ね20mごとに1箇所を原則とする。</p> <p>「境界柱設計図」</p>	

審査事項	審査基準
	<p>1. 公、民有地の筆界を矢印が示すようにして公有地に設置する。 2. 鋼2本をコンクリート面に打込み、金属標は接着剤で強く接着する。 3. 設置する箇所は、取得した土地の筆界点とする。直線部にあっては概ね20mごとに1箇所を原則とする。</p> <p>「境界鉄設計図」</p>

審査事項	審査基準
<p>8. 出入口（主として車両の出入する部分）の設置について</p> <p>(1) 出入口について</p> <p>(2) 出入口の幅員等について</p> <p>(3) 出入口の舗装について</p>	<p>1. 原則として出入口の設置が認められない場所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) トンネル (2) トンネルの出入口付近から100m以内 (3) 橋梁 (4) 交差点付近 (5) 横断歩道 (6) バス停留所（バスベイ型） (7) 必要な視距離が確保できない箇所 (8) その他、道路の構造及び交通安全に支障がある個所 <p>1. 出入口は1施設につき2ヶ所以内にすること。</p> <p>2. 車両の出入り等は第2表のとおりとすること。</p> <p>3. 出入口は道路と直角に作るのを原則とするが、やむを得ない場合は斜方式とすることができる。</p> <p>1. 埋立て、切土した道路敷地内の車両の出入口は、舗装を行うものとし、民地側にも5m程度の舗装を行うものとすること。</p> <p>2. 各間口の舗装構成は、原則としてCBR調査を実施し、TA法により構造設計を行い算出するものとする。（舗装設計マニュアル参照）ただし、CBR調査の実施が困難な場合は下記に従ってもよい。</p>

出入口の参考舗装構成（表中の舗装構成は設計CBRを3として決定している。）

ランク	車両の種類	条件	例	目標TA	標準舗装構成			備考
					アスファルト	粒度調整碎石	クラッシャーラン	
A	4t車以上	大型車の出入りが可能で、1日当たり40台以上100台未満の利用がある場合	スーパー、マーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等	15	5cm	10cm	30cm	
B		大型車の出入りが可能で、1日当たり40台未満の利用がある場合		12	5cm	10cm	15cm	
C	4t車まで	大型車の出入りが可能で、1日当たり15台未満の利用がある場合	個人宅等	9	4cm	15cm		
D	普通車	大型車の出入りがなく、限定された一般車両の利用のみの場合		—	3cm		15cm	細粒As使用

*1日当たり100台以上の大型車利用がある等、上記Aランクを超える施設においてTA法により構造設計を行なわない出入口については現道車道並みの舗装構成とすること。

審査事項	審査基準		
第2表			
車両の種類	開口巾(L)	隈切り(S)	出入巾(ℓ)
普通車	6.0m	0.5m	5.0m以下
小型トラック(4~5t)	8.0m	1.0m	6.0m以下
大型トラック(11t未満)	10.0m	1.5m	7.0m以下
トレーラー(11t以上)	12.0m	2.0m	8.0m以下

※ 隅切りは、下記の方法で行う。

(平面図)

(横断図)

○歩道がある場合 (A-A)

○歩道がない場合

※透水性舗装の場合は1%とする。

(参考)

構造物の種類	最大骨材寸法	鉄筋	備考
密粒度アスコン	13 m/m	無	締固度94%以上
粒度調整材	40 m/m	無	締固度93%以上
クラッシャーラン	40 m/m	無	締固度93%以上

審査事項	審査基準
<p>(4) 出入口以外の路肩処理について</p> <p>9. 歩道加工の方法について</p>	<p>3. 右折車線、左折車線を設ける場合は、車道と同じ舗装構成で施工させること。なお、「道路整備技術の手引」を参照のこと。</p> <p>1. 出入口以外の路肩処理については、舗装を行うことを基本とする。</p> <p>(1) 歩道のある場合は、既設歩道と同じ断面構成とすること。</p> <p>(2) 歩道のない場合</p> <p>(i) 輪荷重の影響を受ける箇所は、現道と同じ舗装構成とすること。</p> <p>(ii) 輪荷重の影響を受けない箇所についても耐水処理（表層4cm、上層路盤7cm）以上の舗装を施すこと。</p> <p>(iii) 形状や利用方法を考慮して、他の利用目的で使用できる場合、申請者と調整すること。</p> <p>1. 開口巾について</p> <p>(1) 開口巾は、出入巾（ℓ）+隅切り（2S）以下とすること。</p> <p>(2) 出入巾（ℓ）は第2表の値とすること。</p> <p>(3) 隅切り（S）の半径は第2表の値とすること。</p> <p>2. 構造について</p> <p>(1) フラット・セミフラット形式の歩道 歩道境界ブロック等(防護柵・縁石を含む)により、車道と歩道が分離して個所については、出入口の車道と歩道の境界には乗用車用縁石ブロックを設置し、構造はP155、図4とすること。</p> <p>(2) マウントアップ形式の歩道 歩道が車道より高い個所の構造は、P153～車両乗入れ部に準ずること。</p> <p>(3) 歩道境界ブロックの端部処理について 開口に伴う既設ブロックの端部は、端部用の歩道境界ブロックに交換すること。</p>

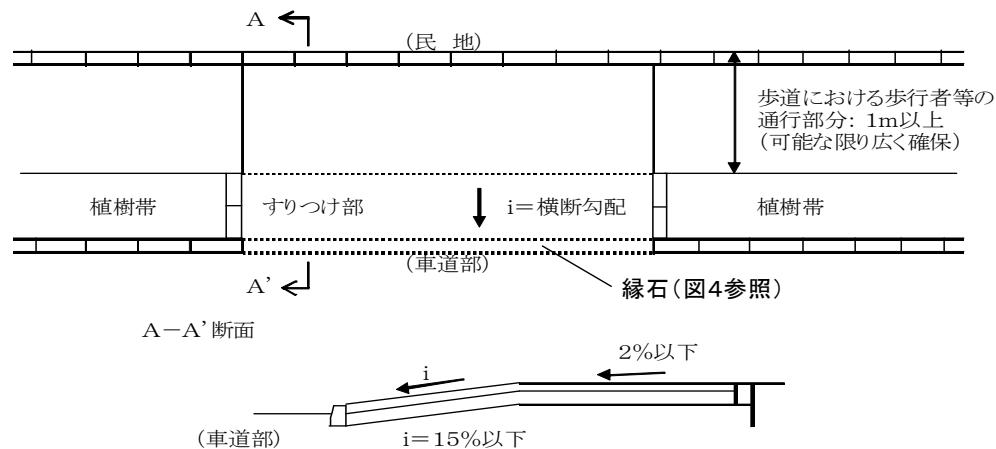
車両乗入れ部

(1) 植樹帯等（路上施設帯を含む）の幅員内ですりつけを行う構造

- ① 連続的な平坦性確保のため、植樹帯等の幅員内ですりつけを行う。
- ② ①のすりつけ勾配は、15%以下とする。
- ③ 車両乗入れ部における縁石の構造は、図4を標準とする。

図1 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造例

(マウントアップ形式)

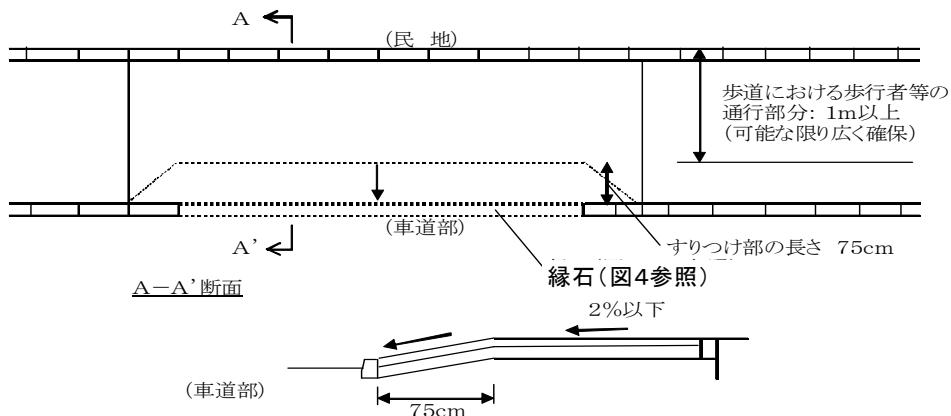


(2) (1) 以外ですりつけを行う構造

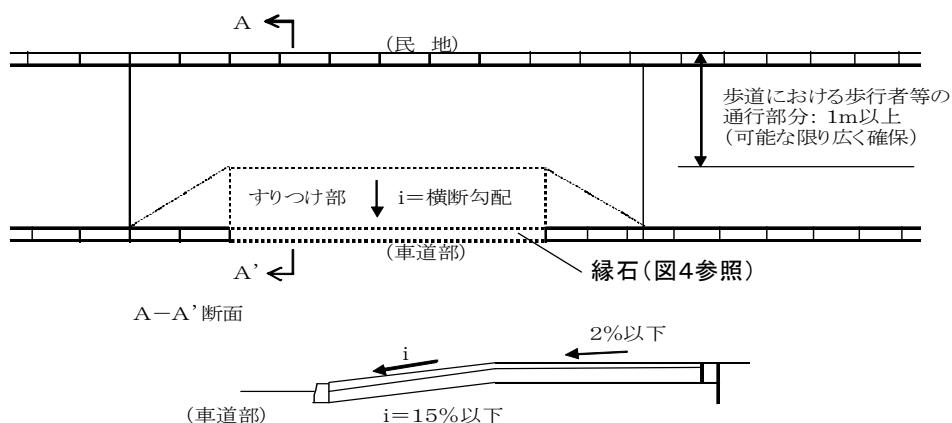
- ① 植樹帯等がない場合、または植樹帯等があっても前項(1)の構造がとれない場合には、歩道等の平坦部分を確保し、残りの幅員で以下のとおりすりつけを行うものとする。
- ② 歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合、すりつけ部の長さは75cmとすることを標準とし、15cmを超える等の場合、すりつけ部の勾配は15%以下とする。
- ③ 車両乗入れ部における縁石の構造は、図4を標準とする。

図2 (1) 以外ですりつけを行う構造例

(歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合 マウントアップ形式)



(歩道面と車道面との高低差が15cmを超える等の場合 マウントアップ形式)



(3) 歩道等の全面切下げを行う構造

- ① 歩道等の幅員が狭く前項(1)、(2)の構造によるすりつけができない場合には、車両乗入れ部を全面切下げて、縦断勾配によりすりつけるものとする。
- ② ①のすりつけ勾配は、5%以下とする。
(沿道の状況等によりやむを得ない場合は8%以下、ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除く。)
- ③ 車両乗入れ部における縁石の構造は、図4を標準とする。

図3 歩道等の全面切下げを行う構造例
(マウントアップ形式)

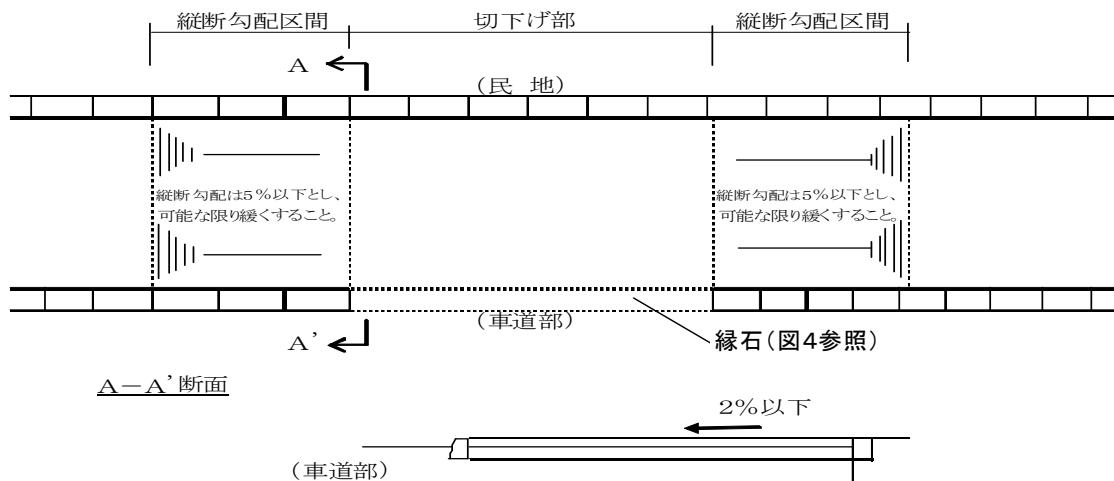
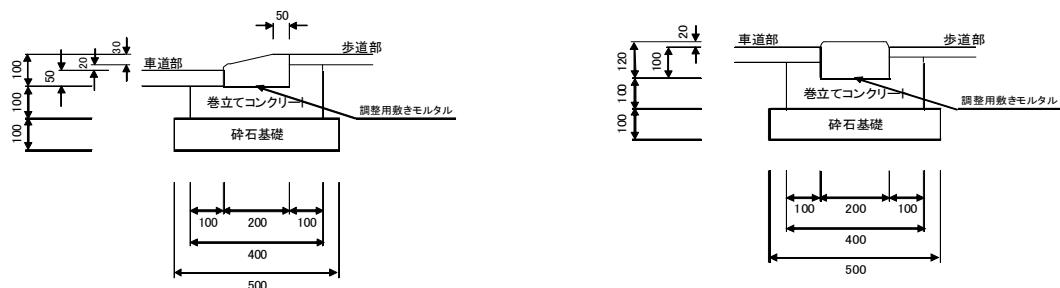


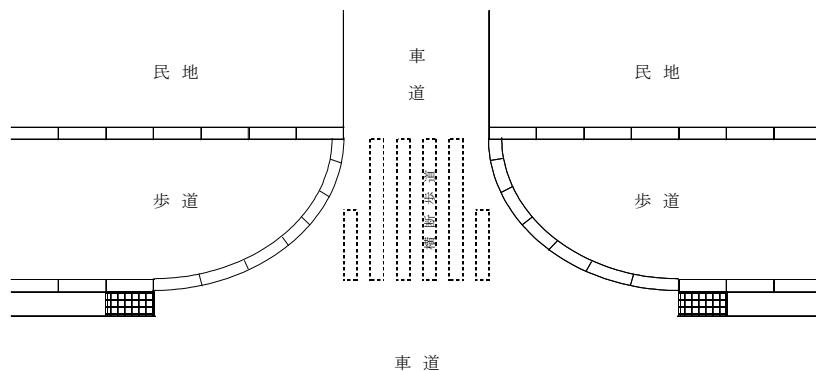
図4 車両乗入れ部における縁石の標準図
(マウントアップ形式、セミフラット形式) (フラット形式)



※図4は小型車を想定しており、大型車等の場合は縁石の構造を別途考慮すること。

注意) 路外施設の出入り口については、原則、車両乗入れ部であるため、前項(1)～(3)の場合になるが、図5のように縁石を巻き込む交差点形状にする場合は(外側線を巻き込む場合も同様)、交差点協議が必要となるので注意すること。

図5 交差点協議が必要な構造例

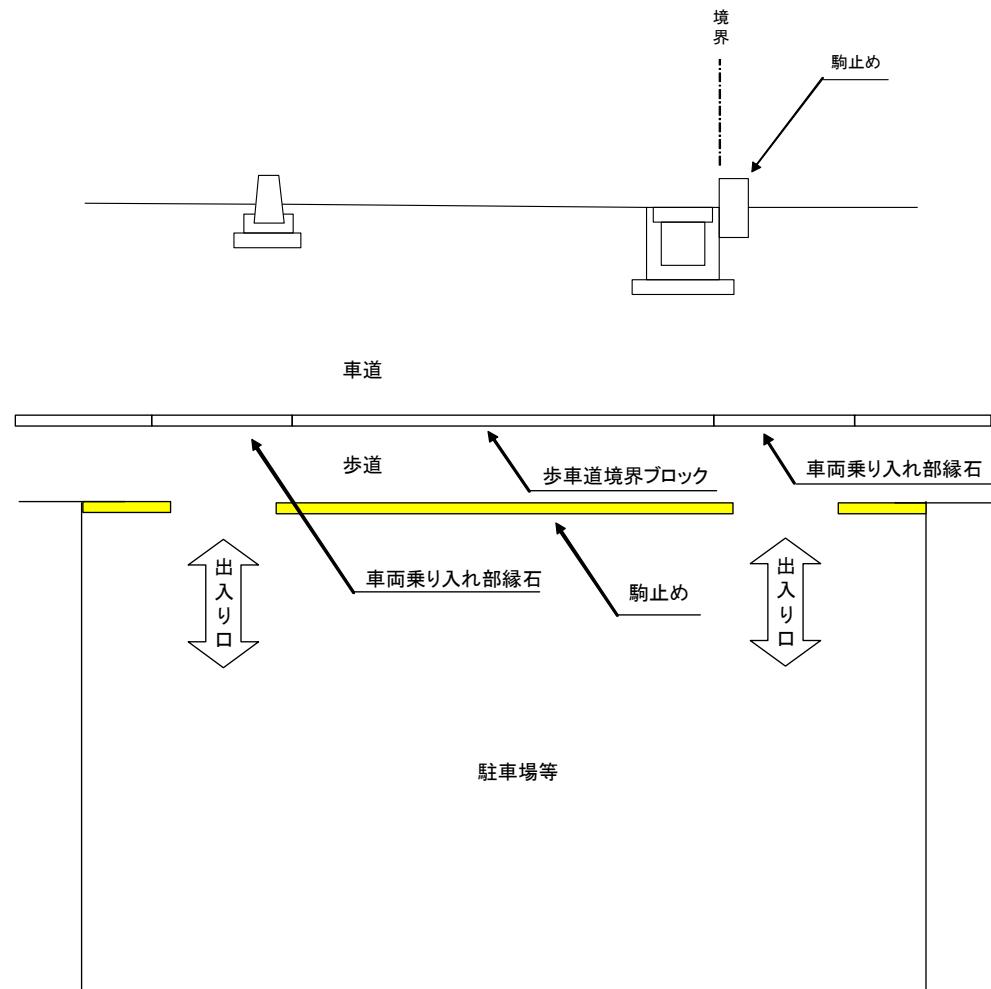


「駒止め」について

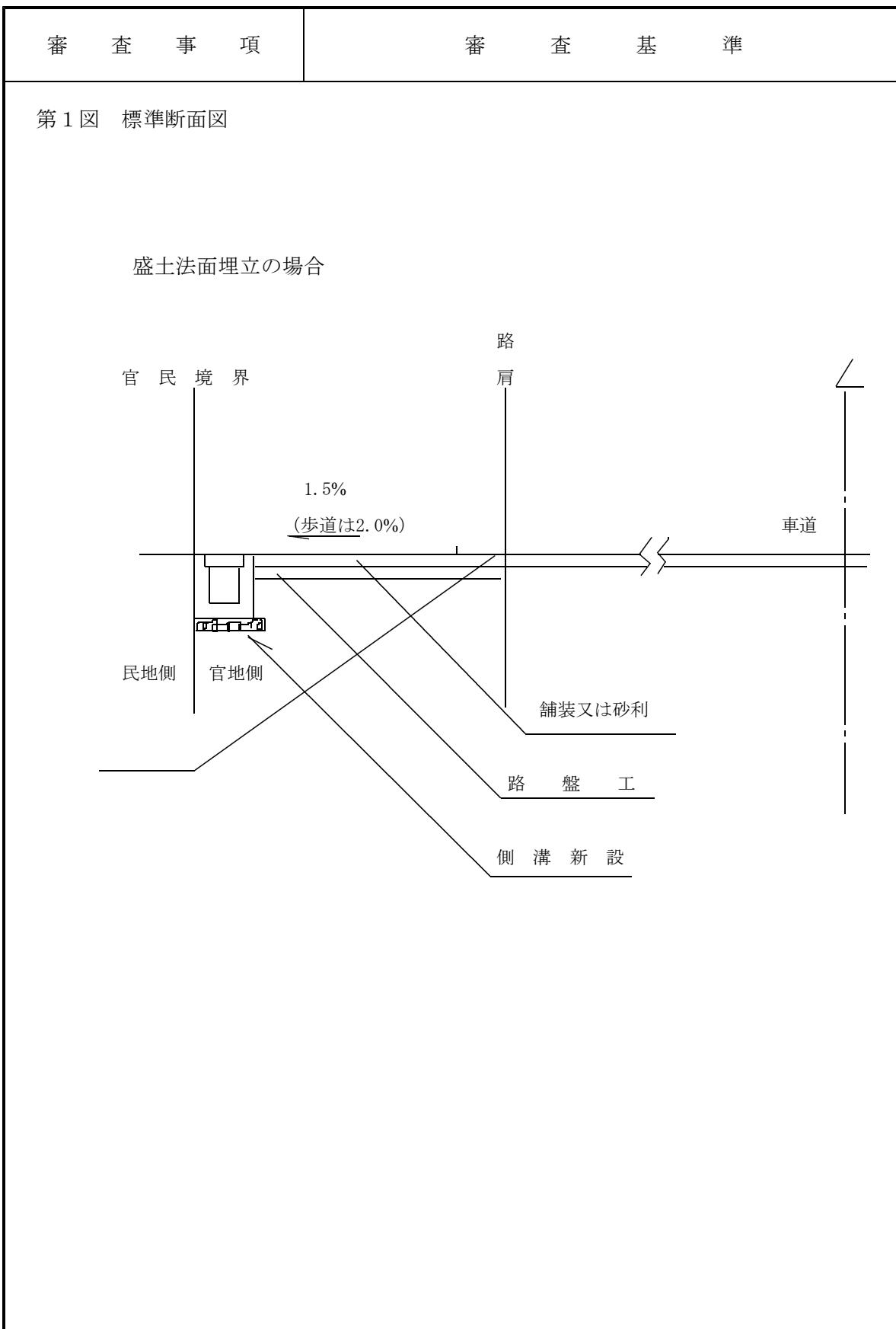
不特定多数の車の出入りする駐車場等を設ける場合には、歩行者・自転車利用者等の安全を考慮し、出入口以外から自由に出入りできない構造とすること。

(歩車が無い場合も同様。)

図6 参考例



審査事項	審査基準
10. 排水施設について	<p>1. 原則として民地側の排水は民地内において処理すること。</p> <p>2. 水路（側溝の機能を有しているものも含む。）に排水する場合は、水利権者の同意が得られていること。</p> <p>3. 水路に排水する場合には通水断面を考慮すること。</p>
11. ガソリンスタンド	<p>1. ガソリンスタンドについては、分離槽を設けること。</p> <p>2. 固定給油設備は、官民境界から4.0m以上離れていること。</p> <p>3. 廃油処理の施設を設置していること。</p>
12. その他	<p>1. 中央分離帯の切除は認めないこと。</p> <p>2. 道路工事によって生じる物件の取扱い</p> <p>(1) 再利用できるものは…土木建築事務所の指定する場所に持参させること。</p> <p>(2) その他のものは…廃棄処分させること。</p>



審査事項	審査基準
切土法面切取の場合	

図は切土法面切取の場合の工事構造を示す。左側に車道があり、右側が官地側と民地側である。斜線で示された部分がサイドライン（側帯）である。斜面上部には「1.5% (歩道は2.0%)」と記載され、傾斜度数を示す。斜面下部では「取り壊し」と「側溝新設」が示されている。